

工 事 番 号									
設計年度		令和 7 年度		宮沖雨水排水ポンプ場土砂撤去工事 (7-1) 仕様書					
施工月日		令和 年 月 日		公共下水道事業					
施工方法		請 負		三原市宮沖一丁目					
工事期間				仕 様 書					
工 事 概 要				起 工 理 由					
土砂撤去工 強力吸引車運転工 118m ³ 建設汚泥運搬・処分工 118m ³ 仮設工 一式									

特記仕様書

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市宮沖一丁目 宮沖雨水排水ポンプ場土砂撤去工事（7-1）に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書 令和7年8月 広島版
広島県の調達情報のページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>) - 「技術管理基準等」に掲載している。
 - ・下水道土木工事必携(案) 2021年度 公益社団法人日本下水道協会
 - ・下水道用設計指針と設計標準図 平成26年度改訂版 三原市
 - ・その他関連規格類

第2節 現場の管理

受注者は、工事現場内において、管理技術者、主任技術者(下請を含む。)に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

第3節 部分引渡し

建設工事請負契約約款第39条により、本工事の内、部分引渡しの必要が生じた場合は、当該部分の検査を受け部分引渡しを行うこと。

第4節 検査

土木工事共通仕様書（令和7年8月広島版）『第3編 1-1-8 技術検査』によるほか、三原市工事検査規程の定めるところによる。

第5節 情報共有システム（設計金額500万円以上が対象）

- 1 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報交換システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。
- 2 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>
- 3 監督員及び受注者が使用する情報共有サービスのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行い、利用

料を支払うものとする。

- 4 情報共有システムを利用した書類は、決裁データ等を整理して中間検査時・工事完成時に CD-R 又は DVD-R（中間検査時 1 部、完成時 2 部）にて提出すること。ただし、電磁的記録しない方が合理的な書類は、監督員と協議の上、紙媒体での提出とすることができる。
- 5 情報共有システムを利用した書類の検査は電磁的記録にて検査する。検査時に必要となる機器は、原則、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は受注者が当該機器に事前に登録するものとする。

第 6 節 週休 2 日工事等

本工事は、週休 2 日工事の対象外とする。

第 7 節 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする工事とする。
- 2 受注者は、補正を希望する場合、監督員と協議すること。
- 3 工事の実施にあたっては「熱中症対策に資する現場管理費の補正の運用について」に基づき、行うこと。

第 8 節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第 54 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを作成し監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第 9 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
 - (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第2章 施工条件

第1節 用 地

1 借 地

あらかじめ近隣住民に借地する目的、作業内容を充分説明し、同意を得て借地すること。

第2節 公害対策

1 事前・事後調査

調査区分 事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査すること。

調査時期 施工前・施工中・施工後（1ヶ月以内）

調査内容 柱、屋根、壁、基礎、建具等の傾斜、損傷状況

範 囲 別途協議による。

第3節 工事用道路

1 一般道路

搬入経路 特に指定しない。

使用期間 工事施工期間

使用時間 8時30分～17時

工事中・後の処置 随時 清掃、工事後 補装欠損部補修（工事前・後の写真により監督員と協議すること。設計変更の対象とする。）

第4節 その他

1 工事用機資材の仮置き

場 所 指定しない

期 間 指定しない

保管方法 指定しない

2 酸素欠乏危険作業について

酸素欠乏危険作業を行う場合には、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、酸素欠乏危険作業主任者届を提出のうえ作業を行うこと。（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと）

酸素欠乏危険作業主任者が行わなければならない事項は、次のとおりである。

（1）作業員が酸素欠乏等の空気を吸入しないよう作業の方法を決定し指揮すること。

- (2) 作業を開始する前に、作業を行う場所の空気中の酸素濃度及び硫化水素ガス濃度を測定すること。測定の結果は3年間保存しなければならない。なお、酸素濃度及び硫化水素ガス濃度の測定結果は、監督員からの請求があった場合は、速やかに提示すること。
- (3) 測定器具、換気装置、空気呼吸器等の器具、設備を常備・点検・校正しておくこと。
- (4) 空気呼吸器・酸素濃度及びガス濃度測定器等の使用状況を監視し、取扱方法を研修等で徹底すること。
- (5) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員および関係機関に緊急連絡を行うこと。

第3章 設計金額

第1節 排出ガス対策型建設機械の使用促進

土木工事共通仕様書（令和7年8月広島版）『第1編 1-1-34 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、排出ガス対策型（第2次基準値）以上の建設機械の使用に努めること。

なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第4章 第1節 工事保険等

受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。

また、加入した保険等については、保険証券の写し（保険以外の場合はそれに代わるもの）を監督員に提出すること。

なお、加入に必要な保険料等は、設計で現場管理費に見込んでいる。

第5章 工事損失等

本工事の施工に伴い、通常避けることのできない地盤沈下、振動等により建物等に損害等（以下「工事損失」という。）が発生した場合においては、次のとおりとする。

なお、工事損失に伴う補償費用は、設計で現場管理費に見込んでいる。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 原因調査 | 監督員と協力して行なうものとする。 |
| (2) 補償交渉 | 監督員と協力して処理解決に当るものとする。 |
| (3) 応急処置 | 監督員から応急処置を講じる必要があると指示された場合は、直ちに応急処置を講ずるものとする。 |
| (4) 補償費用負担割合 | 発注者は、工事損失に伴う補償費用のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担する。 |

第6節 施工合理化調査等

当該工事において受注者は、施工合理化調査等の対象なった場合、資料作成等に協力しなければならない。

第7章 その他

本工事内及び近接する地域住民、企業等には工事内容等を十分に周知・調整したうえで、苦情やトラブルのないよう施工に努めること。

また、特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

工事数量総括表

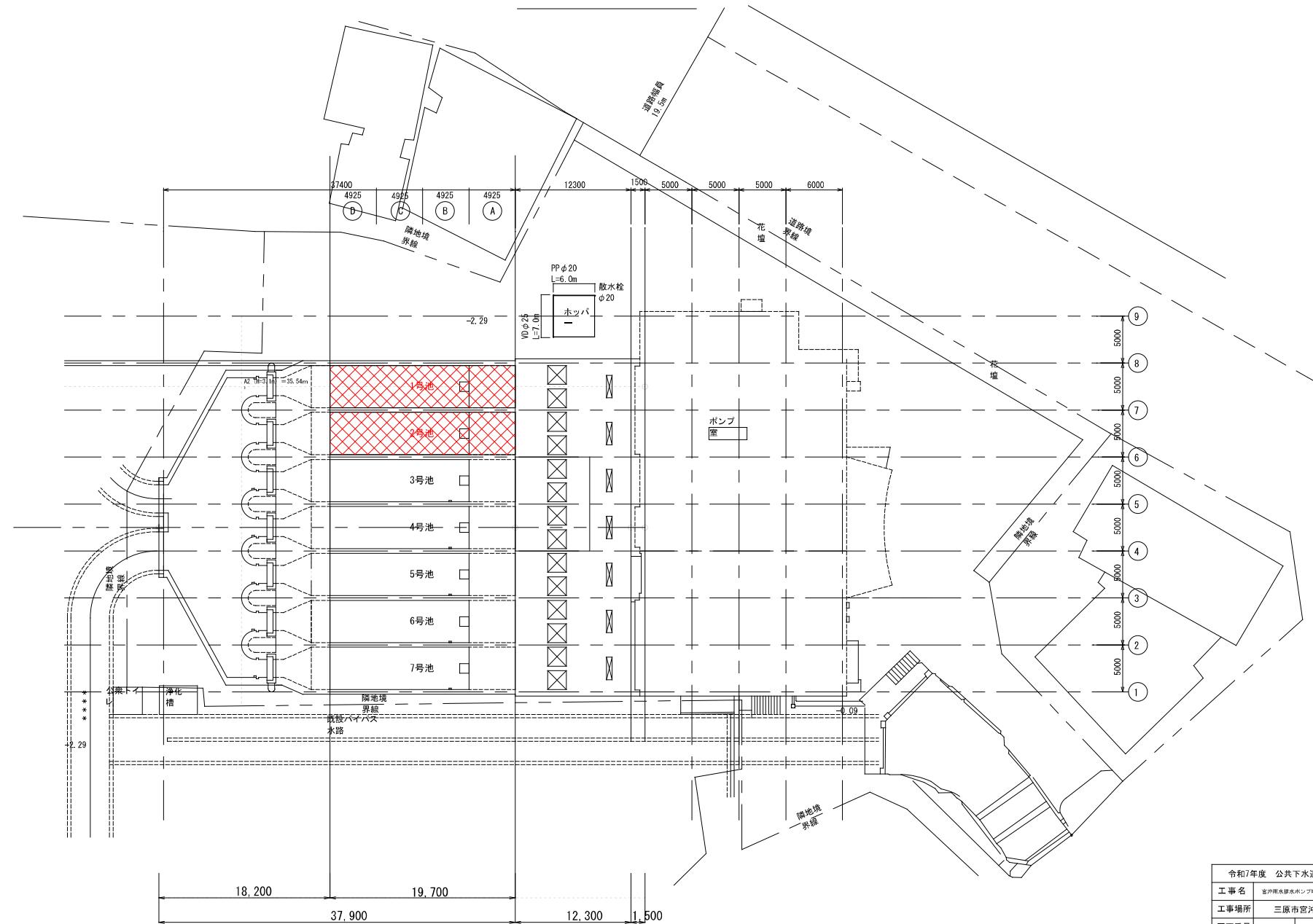
頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
本工事費				
土砂撤去工		式	1	レベル1
土砂撤去工		式	1	レベル2
堆積土砂撤去		式	1	レベル3
堆積土砂撤去工		式	1	レベル4
汚泥運搬処理		式	1	レベル4
開削水替工		式	1	レベル3
開削水替		式	1	レベル4
直接工事費				
共通仮設費率分				
共通仮設費計				
純工事費				
現場管理費				
工事原価				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
工事価格				

工事数量總括表

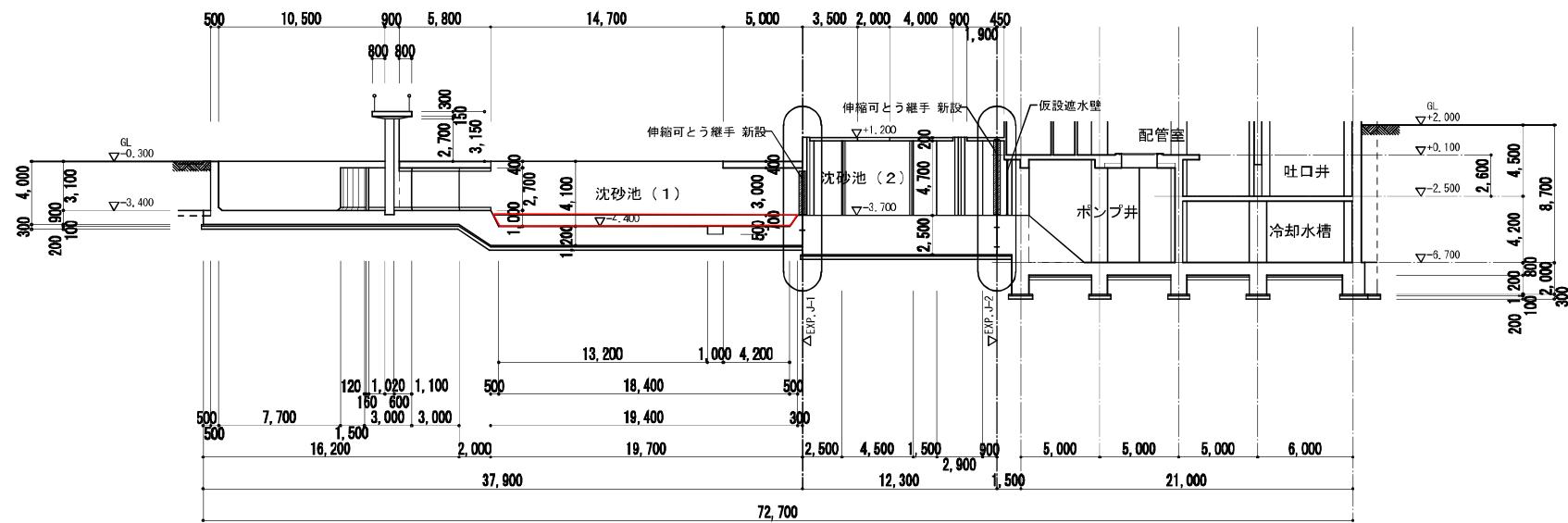
頁0 -0002

平面図



令和7年度 公共下水道事業（雨水）	
工事名	豊川雨水排水ポンプ場土砂緩和工事（7-1）
工事場所	三原市宮沖一丁目
図面番号	1
平面図	
	三原市

断面図



令和7年度 公共下水道事業（雨水）			
工事名	宮沖雨水排水ポンプ場土砂撤去工事（7-1）		
工事場所	三原市宮沖一丁目		
面図番号	2		
断面図			
三原市			

総括情報表

頁0 -0001

変更回数	0			«凡例»
適用単価地区	59 三原市			Co …コンクリート As …アスファルト
単価適用日	00-08.01.01(0)			DT …ダンプトラック BH …バックホウ
諸経費体系	1 公共(一般)			CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン
RTC…ラフテレーンクレーン				
工種 施工地域・工事場所区分 復興補正区分 週休補正区分 現場事務所等の貸与区分 I C T補正区分 冬期補正係数 緊急工事区分 前払金支出割合区分 契約保証区分	当世代		前世代	
	32 下水道工事 (3)			
	02 市街地(DID補正)			
	00 補正なし			
	00 通常工事 0 %			
	00 補正無し			
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。				

本工事費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					X1000
土砂撤去工	1	式			Y1I01 レベル1
土砂撤去工	1	式			Y1I0101 レベル2
堆積土砂撤去	1	式			Y1I010101 レベル3
堆積土砂撤去工	1	式			Y1I01010101 レベル4
強力吸引車運転工 (8t使用)	118	m3			V0001 00 单第0 -0001 表
汚泥運搬処理	1	式			Y1I01010103 レベル4
吸引車運搬工 (8t使用)	118	m3			V0002 00 单第0 -0002 表
【直接工事費に含まれる処分費等】 「処分費等」の取扱いによる					#0041

本工事費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
泥土(浚渫土)	118	m3			F0001 00
開削水替工	1	式			Y1I010109 レベル3
開削水替	1	式			Y1I01010901 レベル4
ポンプ運転工	10	日			SG1D0042001 00 単第0 -0004 表
据付・撤去工	1	現場			SG1D0042002 00 単第0 -0006 表
直接工事費 #0020計=支給品等(材料), 無償貸付					
共通仮設費率分					Z0019
計算情報..... 対象額..... 率.....					
共通仮設費計					

本工事費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
純工事費					
現場管理費 計算情報…… 対象額…… 率……					
工事原価					
一般管理費率分 計算情報…… 対象額…… 率……					前払補正率…
契約保証費 計算情報…… 対象額…… 率……					当初請対額 当初対象額
一般管理費計					
工事価格					
消費税相当額 計算情報…… 対象額…… 率……					
工事費計					

本工事費 内訳表

頁0 -0005

施工單価表

強力吸引車運転工 (8t使用)

V0001

单第0 -0001 表

頁0 -0006

施工單価表

頁0 -0007

单第0 -0002 表

1 m3 当り
筆者

吸引車運搬工 (8t使用)

V0002

施工单值表

頁0 -0008

单第0 -0003 表

時間 当り

吸引車運転工 (8t使用)

V0003

施工單価表

ポンプ運転工

SG1D0042001

单第0 -0004 表

頁0 -0009

1 日 当り
諸考

施工单価表

工事用水中ポンプ損料

SGAD0042001

单第0 -0005 表

頁0 -0010

施工單価表

据付・撤去工

SG1D0042002

单第0 -0006 表

頁0 -0011

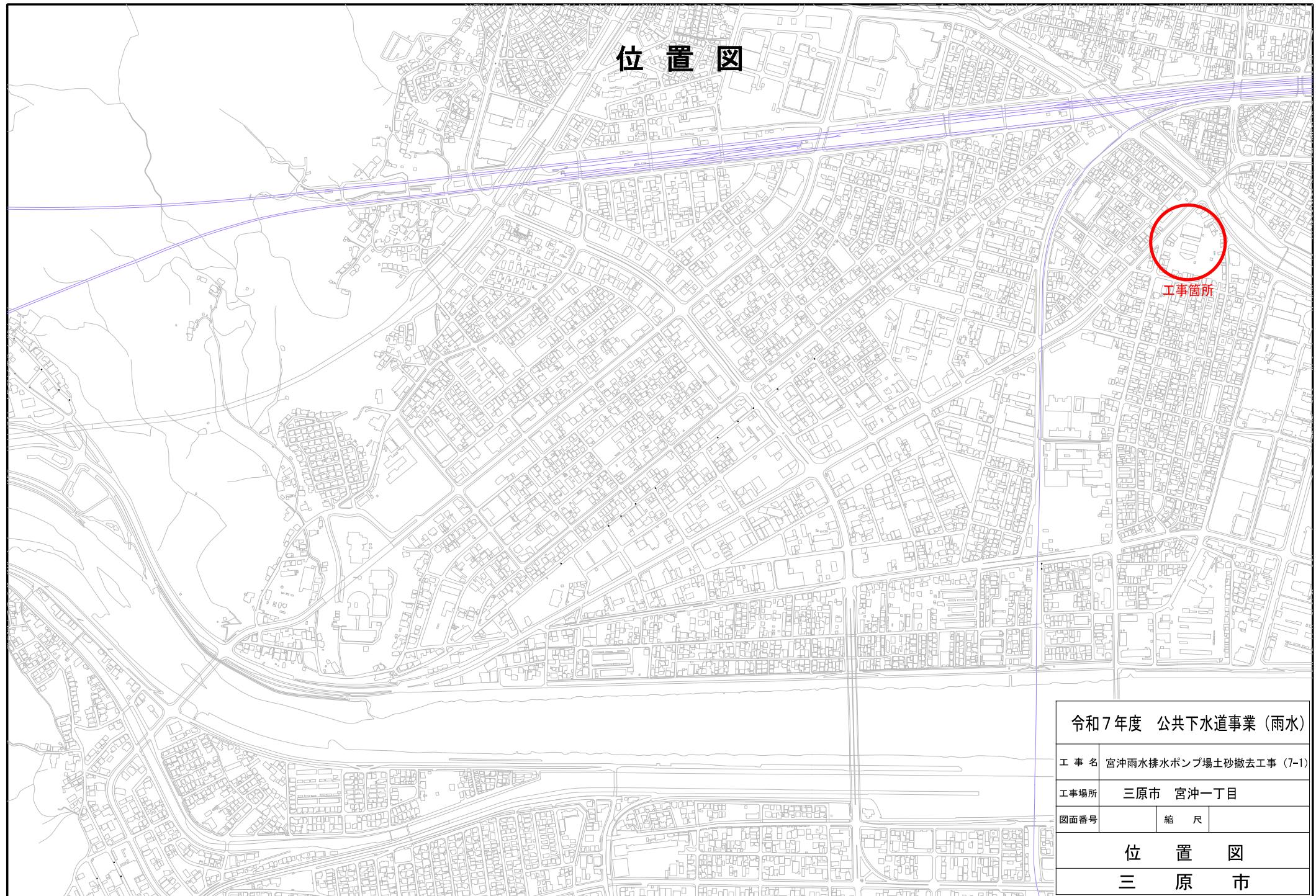
数量集計表

土砂撤去数量計算書

宮沖雨水排水ポンプ場

	1号池	2号池	3号池	4号池	5号池	6号池	7号池
A	3.50	3.50	—	—	—	—	—
B	3.50	3.50	—	—	—	—	—
C	3.50	3.50	—	—	—	—	—
D	3.50	3.50	—	—	—	—	—
平均下り	3.50	3.50	—	—	—	—	—
深さ				4.10			
厚さ	0.60	0.60	—	—	—	—	—
面積				98.50			
土量	59.10	59.10	—	—	—	—	—
合計				118.20			

位置図



令和7年度 公共下水道事業（雨水）

工事名 宮沖雨水排水ポンプ場土砂撤去工事（7-1）

工事場所 三原市 宮沖一丁目

図面番号 縮尺

位置図

三原市